
令和5年度（2023年度）

公共事業労務費調査外業務委託仕様書

熊本市 総務局 契約監理部 技術管理課

目 次

1.	総則	2
1.1	適用範囲	2
1.2	目的	2
1.3	履行場所	2
1.4	履行期間	2
1.5	業務担当課	2
1.6	疑義	2
1.7	遵守すべき法令等	2
1.8	計画準備	2
1.9	業務管理	2
1.10	契約不適合等	2
1.11	貸与資料	3
1.12	再委託	3
1.13	打合せ	3
1.14	その他	3
2.	公共事業労務費調査	3
2.1	業務要件及び業務内容	3
別表1	役割分担・スケジュール表	5
3.	再資源化施設調査	6
3.1	業務内容	6
別表2	再資源化施設調査 調査項目	7
4.	検収	8
4.1	提出書類及び成果品等の検収	8

1. 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は「令和5年度（2023年度）公共事業労務費調査外業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

1.2 目的

本業務は、農林水産省及び国土交通省所管の公共工事発注の際に工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の基礎資料等を得るため、熊本市発注工事に係る公共事業従事者の賃金実態調査を行うもの。

あわせて、熊本市内及びその近隣地区における再資源化施設の調査を実施し、今後の設計積算の基礎資料とするもの。

1.3 履行場所

熊本市中央区手取本町外地内

1.4 履行期間

契約日 から 令和6年（2024年）3月15日まで

1.5 業務担当課

熊本市 総務局 契約監理部 技術管理課

1.6 疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき場合又は疑義を生じた場合は、契約書によるほか、本市と受託者協議のうえ決定するものとする。

1.7 遵守すべき法令等

受託者は、本業務の実施にあたり、公共事業労務費調査の手引き（公共事業労務費調査連絡協議会）、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、その他関係法令等を遵守すること。

1.8 計画準備

受託者は、本業務の実施に先立ち、次の事項について本市と協議を行い、その内容が分かるものを提出し、本市の承諾を得ること。

- 着手届
- 業務計画書（業務概要、実施方針、業務工程等）
- 業務体制
- 連絡方法
- 資料貸与方法
- その他、業務遂行のうえで必要となるもの

1.9 業務管理

受託者は、業務計画において、計画・時期・方法・業務体制・使用機器等の詳細を明確に示し、かつ適切な業務管理を行うこと。

1.10 契約不適合等

業務内容及び作業等関し、契約の内容に適合しないもの（契約不適合という）受託者の責任に

において直ちに対応しなければならないものとする。

1.11 貸与資料

本業務の実施にあたり、次の資料を貸与する。

- 公共事業労務費調査の手引き（公共事業労務費調査連絡協議会）
- その他、調査に必要となる資料

1.12 再委託

- ・受託者は、次の各号に掲げるものを再委託することはできない。
 - 1) 業務計画書の作成
 - 2) 1次審査及び2次審査の実施
 - 3) 整理・集計
- ・受託者は、前項に規定する業務以外の再委託にあたっては、委託者の承諾を得なければならない。
- ・受託者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者は、熊本市登録業者である場合は、熊本市の指名停止期間中であってはならない。

1.13 打合せ

- ・打合せは下記の区切りにおいて行うものとし回数は2回とする。なお、打合せ回数に変更が生じる場合は、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。
 - 1) 業務着手時
 - 2) 業務完了時

1.14 その他

- ・本仕様書等は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項についても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。
- ・受託者は本業務に関するすべての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり転用してはならない。
- ・発注者は受注者の作業環境や調査体制を確認するため、受注者と協議のうえ、必要に応じて受注者の事務所を訪問できるものとする。

2. 公共事業労務費調査

2.1 業務要件及び業務内容

(1) 業務要件

本業務の業務要件は、次のとおりとする。

① 調査の手順	受託者は、本業務の実施にあたり、「公共事業労務費調査の手引き（公共事業労務費調査連絡協議会）」に基づき、調査を実施すること。 ※ 本年度の手引きについては、国土交通省・九州地方整備局（公共事業労務費調査連絡協議会）から本市へ郵送。その後、受託者に貸与する。
② 調査対象工事件数	本業務の調査対象工事件数（標本数）は、50件とする。ただし、最終的な件数については、本市と国土交通省・九州地方整備局（公共事業労務費調査連絡協議会）協議のうえ決定し、受託者へ指示する。 また、調査対象工事及び事業者（請負業者）については、契約後、受託者へ明示するものとする

③ 各工程における説明、承認等	受託者は、本業務の実施にあたり、適宜、各工程における説明、報告等を本市に対して行うこと。
④ 調査の役割分担、スケジュール等	本業務の役割分担、スケジュール等について、「別表1 公共事業労務費調査役割分担・スケジュール表(案)」に示す。
⑤ 個人情報の適切な管理、措置等	受託者は、本業務で取扱う個人情報について、適切な管理のために必要な措置を講じるものとし、その内容を本市へ報告のうえ承認を得ること。
⑥ その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 1次審査の会場は、受託者において手配すること。 ● 1次審査の開催通知については、受託者の負担にて送付すること。 ● 1次審査、整理・集計時等の電話にて行う補足調査については、受託者の負担にて行うものとする。

(2)業務内容

本業務の業務内容は、次のとおりとする。

①計画・問合せ対応	<p>受託者は、契約後、速やかに業務計画書を作成のうえ、本市の承認を得ること。</p> <p>また、調査対象事業者（請負業者）及び調査対象事業の本市監督職員等から、調査に関する問合せがあった場合、随時対応すること。</p>								
②1次審査	<p>受託者は、「公共事業労務費調査の手引き（公共事業労務費調査連絡協議会）」に基づき、希望する調査対象事業者等に対しては、次のとおり1次審査（貸金実態調査）を行うこと。</p> <p>【1次審査の概要】</p> <table border="1"> <tr> <td>日時</td> <td>令和5年（2023年）11月中旬（3日間予定）</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>受託者との協議により決定</td> </tr> <tr> <td>参加対象</td> <td>受託者</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象事業者への開催通知は、受託者が行う。 ・調査当日の会場使用は、原則9時から17時まで。 ・日数については三密を避けるため委託者、受託者間で協議し調整する。 </td> </tr> </table>	日時	令和5年（2023年）11月中旬（3日間予定）	場所	受託者との協議により決定	参加対象	受託者	摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象事業者への開催通知は、受託者が行う。 ・調査当日の会場使用は、原則9時から17時まで。 ・日数については三密を避けるため委託者、受託者間で協議し調整する。
日時	令和5年（2023年）11月中旬（3日間予定）								
場所	受託者との協議により決定								
参加対象	受託者								
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象事業者への開催通知は、受託者が行う。 ・調査当日の会場使用は、原則9時から17時まで。 ・日数については三密を避けるため委託者、受託者間で協議し調整する。 								
③2次審査	<p>受託者は、下記とおり実施される2次審査に出席し審査を行うこと。</p> <p>また、立会者（構成機関、財務局）の求めに応じ、書類確認（一次審査）内容等について説明を行うこと。</p> <p>【2次審査の概要】</p> <table border="1"> <tr> <td>日時</td> <td>令和5年（2023年）12月中旬（3日間）</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>東福第2ビル 1階 第2, 3, 4会議室 予定 (福岡市博多区博多駅東2-9-1)</td> </tr> <tr> <td>参加対象</td> <td>受託者</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・審査書類は郵送又は持参にて事前提出。 ・審査終了後は期限内にパンチングデータを提出。 </td> </tr> </table>	日時	令和5年（2023年）12月中旬（3日間）	場所	東福第2ビル 1階 第2, 3, 4会議室 予定 (福岡市博多区博多駅東2-9-1)	参加対象	受託者	摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・審査書類は郵送又は持参にて事前提出。 ・審査終了後は期限内にパンチングデータを提出。
日時	令和5年（2023年）12月中旬（3日間）								
場所	東福第2ビル 1階 第2, 3, 4会議室 予定 (福岡市博多区博多駅東2-9-1)								
参加対象	受託者								
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・審査書類は郵送又は持参にて事前提出。 ・審査終了後は期限内にパンチングデータを提出。 								
④整理・集計	<p>受託者は、審査における調査票及び審査関係調書等を整理・集計のうえ、本市へ報告すること。</p> <p>また、調査票の記載事項について、修正、補足等がある場合、調査対象事業者等に対し、電話による聴き取り調査を行うこと。</p>								

別表1 公共事業労務費調査役割分担・スケジュール表

業務内容	作業項目	実施時期 (予定)	役割分担			
			本市	受託者	調査対象事業	
					請負業者	監督職員
計画・問合せ対応	業務計画書の作成、提出	9月上旬		○		
	調査対象事業者等への問合せ対応	随時		○		
事業者への通知	調査対象工事、名簿等の作成	9月下旬	○			
	調査対象事業者への通知	9月下旬	○			
1次審査	現況調査票及び関連調書(現況調査票)の作成	10月下旬			○	○
	調査対象事業者等への通知(1次審査)	11月上旬		○		
	1次審査の実施	11月中旬		○	○	
2次審査	調査表の確認・修正及び電子データのエラーチェック	一次審査後 随時		○		
	二次審査の実施	12月中旬		○		
	データ提出	二次審査後		○		
整理・集計	整理・集計	12月以降		○		

※ 役割分担・スケジュールについては、本市と受託者協議のうえ、変更する場合がある。

※ 打合せ、協議等は、業務着手時等で2回実施する。なお、本市と受託者協議のうえ、必要に応じて変更する場合がある。

3. 再資源化施設調査

3.1 業務内容

本業務の業務内容は、下表のとおりとする。

(1) 業務計画	<p>本業務の業務計画書については、共通仕様書第 1112 条第 2 項に示すほか、下記事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・守秘すべき企業情報等の管理体制 ・取引価格の信頼性、妥当性を確保するための調査体制、調査方法 ・調査結果の審査体制、審査方法、価格検証方法及び照査体制 																										
(2) 価格決定プロセスの分析・整理	<p>発注者が指定する 1 調査案件に対して、履行期間中に価格決定説明、内部の審査状況、その他発注者の指示する事項について価格決定プロセスの確認を受けなければならない。なお、回数は 1 回以上とする。</p> <p>また、発注者による確認は下記の資料の提示を受け行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 価格決定説明書 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象業者の選定（規模、業者数、取引高、販売エリア等） ・価格調査を行ったメーカー等の価格調査個票（資材品目、規格、価格等） ・調査価格の信頼性判定 ・最終価格の決定 2. 受注者内部の審査状況 <ul style="list-style-type: none"> ・内部の審査結果 ・内部審査資料 3. その他、発注者の指示する資料 4. 信頼性・妥当性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・委託者は受託者の作業環境や調査体制を確認するため、受託者と協議のうえ、必要に応じて受託者の事務所を訪問できるものとする。 																										
(3) 調査対象地域	熊本市内及び近隣（上益城・宇城・菊池・鹿本）地域の処理可能施設																										
(4) 調査項目	別表 2 のとおり																										
(5) 調査要件	<p>受託者は自然石・がれき類・建設汚泥・木屑及び土のう袋の中間事業所施設を調査し、受入価格調査を行うものとする。</p> <p>また、上記の処理施設調査に関し、調査対象となる施設の資料を業務着手時に受託者に貸与するものとする。</p>																										
(6) 調査内容及び回数	<p>調査回数は年 1 回（3 月）実施するものとする。調査内容としては対象施設の廃棄物中間処理及び最終処分の許可を確認し、受入価格、受入時間、受入状況、処理能力、制限などについても調査する。</p> <p>また、調査単価の報告様式は別紙項目についてまとめた表および対象施設毎の単価一覧表（様式は建設廃棄物処理費を参照）を提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="440 1680 1487 1836"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>4 月</th> <th>5 月</th> <th>6 月</th> <th>7 月</th> <th>8 月</th> <th>9 月</th> <th>10 月</th> <th>11 月</th> <th>12 月</th> <th>1 月</th> <th>2 月</th> <th>3 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再資源化施設調査</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	再資源化施設調査												○
内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月															
再資源化施設調査												○															

別表2 再資源化施設調査 調査項目

	名称	規格	単位	調査地区	取引方法	
1	自然石	1辺 30cm 未満	t	熊本市内及び近隣 (上益城・宇城・菊池・鹿本) 地域の処理可能施設	収集・運搬費を含まない (元請業者が処分場へ持込)	
2		1辺 30cm 以上～60cm 未満				
3		1辺 60cm 以上～100cm 未満				
4		1辺 100cm 以上～200cm 未満				
5		1辺 200cm 以上				
6	がれき類	アスファルト塊	掘削			t
7			切削			
8		コンクリート塊	無筋			t
9	鉄筋					
10	二次製品					
11	建設汚泥	中間処理	泥土			m3
12			汚水			
13			舗装切断排水 (汚水)			
14		最終処分	汚水			m3
15			泥土			
16	建設発生木材	焼却	t			
17		破砕				
18		堆肥化				
19	木屑 (産業廃棄物)	伐木材	焼却			t
20			破砕			
21			堆肥化			
22	伐根材	焼却	t			
23		破砕				
24		堆肥化				
25	木屑 (事業系一 般廃棄物)	伐木材	焼却			t
26			破砕			
27			堆肥化			
28	伐根材	焼却	t			
29		破砕				
30		堆肥化				
31	土のう袋	土のう袋	kg			
32		耐候性土のう袋				廃プラスチック

4. 検収

4.1 提出書類及び成果品等の検収

本業務の各工程において、下表に示す書類、本業務の履行に必要な書類等を必要数量作成し、提出期限までに遅延なく提出・納品のうえ、本市の承認を得ること。

提出書類及び成果品	数量	提出時期	備考
着手届 業務計画書	各1部	業務着手時	詳細は 別途指示
打ち合わせ、説明資料、協議資料等	必要数量	適時	
業務完了届 成果品目録	各1部	業務完了時	
成果品 <input type="checkbox"/> 調査報告書 <input type="checkbox"/> 調査票（原票） <input type="checkbox"/> 審査関連調書	1式		
<input type="checkbox"/> 再資源化施設調査結果	1式	3月	

- 上記のドキュメントについては、MS-Office 2010形式以上で作成すること。
- 成果品は、本市及び受託者協議のうえ、変更する場合がある。
- 成果品数量の1式とは、次の紙及び電子媒体について、パイプ式ファイル等に格納したものを1部とする。
 - ・ 紙媒体：ドキュメントをA4又はA3等の帳票にし、パイプ式ファイル等へ格納。
 - ・ 電子媒体：ドキュメントをCD-R、DVD-R等に格納し、上記のパイプ式ファイル内に添付。